

喜多方市行政改革大綱（案）

平成27年3月

喜多方市

目 次

第1章 喜多方市行政改革大綱の総括	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 喜多方市行政改革大綱（平成22年度から平成26年度）の取組状況	
2 課題と今後の取組	
第2章 行政改革大綱策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 3
第3章 行政改革の基本目標	・ ・ ・ ・ ・ 4
第4章 実施概要	・ ・ ・ ・ ・ 5
1 行政改革大綱	
2 基本項目	
3 計画期間	
4 推進体制	
5 進捗状況の公表	
6 体系図	
用語説明	・ ・ ・ ・ ・ 10

第1章 喜多方市行政改革大綱（平成22年度から平成26年度）の総括

1 喜多方市行政改革大綱（平成22年度～平成26年度）の取組状況

本市においては、総合計画に掲げた諸施策を確実かつ効率的・効果的に推進する行政体制を構築するため、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とした「喜多方市行政改革大綱」とそれに基づく「実施計画」を策定しました。

これを実現するために「簡素で効率的な行政づくりの取組」、「市民との協働体制づくりの取組」、「透明で公正な行政づくりの取組」の3つの視点のもと、「効率的・効果的な自治体経営」、「健全な財政運営」、「市民と行政との協働体制の推進」、「市民から一層信頼される透明で公正な行政の推進」の4つの大綱と16の基本項目を設定し、限られた財源、限られた人員において、市民に満足していただける質の高い行政サービスの提供を目指し、50の実施項目を設けるとともに目標値を定めて、その達成に向けて取り組んできました。

その結果、平成25年度末現在において取組目標を数値で設定している実施項目（※注）は17項目のうち13項目が判定A又はB、4項目が判定Dであり、取組目標を数値で設定していない実施項目で検討段階にあるものは12項目のうち11項目が検討継続中、1項目が検討終了であり、実施段階にあるものは21項目のうち19項目が実施・一部実施、2項目が実施に向け協議中となっているところです。

また、計画期間の平成22年度から平成27年1月1日現在までの金額換算可能なものの実績額は約8億6,170万円となり、取組の成果が表れています。

（※注）取組目標を数値で設定している実施項目については、目標に対する実績の達成状況を4区分で示します。「A」90%以上、「B」90%未満～70%以上、「C」70%未満～50%以上、「D」50%未満

2 課題と今後の取組

前計画は、「将来にわたり自立できる足腰の強い地方自治を維持するために」という観点のもと、概ね順調に取組が行われてきたところです。

本市をとりまく情勢は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに起因する福島第一原子力発電所事故の影響や景気の低迷、少子高齢・人口減少社会の進行などにより大きく変化してきました。

また、平成23年度の喜多方市総合計画基本計画の中間年次見直しでは、これらの対応に加え、産業の振興への対応、地域医療体制の充実への対応を今後の主要課題として捉えているところであり、さらに、地方の創生についても新たな行政課題として対応していく必要があるところです。

さらに、今後、普通交付税の合併特例措置の段階的縮減（※1）による交付額の減少が見込まれることから、今まで以上に「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で

最大の効果を挙げるようにしなければならない」という観点から行政運営を行っていくことが必要となります。

また、新本庁舎の建設により今まで分散していた市役所機能の集約が図られました。これを機に、今まで以上に市民の視点に立ち、市民に満足をしてもらうことのできる行政サービスの提供に努めていく必要があります。限られた人員、限られた財源により将来にわたり自主性・主体性を発揮した行政運営を行っていくため、市民によりわかりやすい情報の提供・共有に努め、行政改革の歩みを緩めることなく継続していくことが必要です。

第2章 行政改革大綱策定の趣旨

本市の行政運営における上位計画である総合計画は、将来の都市像として「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市」を掲げ、この実現のために「豊かな心を育むまちづくり」、「魅力ある産業が有機的に結びつくまちづくり」、「みんなの知恵と協働で創るまちづくり」、「健康と思いやりで創る安全で安心なまちづくり」、「自然と共生する美しく快適なまちづくり」の5つをまちづくりの施策の基本方針としています。

この総合計画に掲げた諸施策をより確実に、そして効率的・効果的に推進する行政体制を構築するために、行政改革大綱を定めるものとします。

第3章 行政改革の基本目標

～将来にわたり持続可能な行政運営を目指して～

合併により新しい喜多方市が誕生し10年目を迎える年となります。この間、合併による効果を生かしながら本市の将来の都市像である「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市」の実現に向け喜多方市総合計画における施策を、より確実に、そして効率的・効果的に進める取組を行っていくため行政改革大綱及び実施計画を策定し、行政改革に取り組んできているところです。

今後は、普通交付税の合併特例措置の段階的縮減（※1）による交付額の減少、公共施設の老朽化等に伴う維持管理経費の増加などが見込まれるところであり、地方自治法で定められている「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ということを強く意識した上で、知恵を出し合い取組を進めていく必要があります。

これまでの行政改革は国等の方針に基づき削減や抑制を中心とした量的な部分を重要視した取組を進めてきたところですが、これに加え市民満足度を高め、限られた人員、限られた財源により将来を見据え、持続可能な行政運営を目指す取組を行ってまいります。

取組にあたっては、3つの大綱と11の基本項目を設定し、職員一人ひとりが行政改革に対する認識を高め、市民への説明を分かりやすく行うとともに市民の参加や市民との協働のもと進めていくものとします。

第4章 実施概要

1 行政改革大綱

基本目標のもと、以下のとおり大綱を設定します。

大綱1 市民の視点に立ち、ニーズに的確に対応する効率的・効果的な行政運営の取組

大綱2 持続可能で安定した財政基盤確立の取組

大綱3 市民との協働・連携の推進による行政運営の取組

大綱1

市民の視点に立ち、ニーズに的確に対応する効率的・効果的な行政運営の取組

急速に変化する社会経済情勢や多様化する市民ニーズに対応する必要があるところです。

また、限られた財源で効率的・効果的な行政運営を行っていくことが必要です。

経営感覚を持ち、民間委託をはじめとする様々な工夫をすることにより市民の視点に立った満足度の高い行政サービスをより一層充実したものとする取組を行います。

大綱2

持続可能で安定した財政基盤確立の取組

普通交付税の合併特例措置の段階的縮減（※1）、公共施設の老朽化による維持管理経費の増加など将来的に厳しい財政状況が見込まれるところです。

中期財政計画を策定し、計画的な財政運営を行うとともに、歳入予算の確保、事業の重点・選別化による予算配分や財産の有効活用により持続可能で安定した財政基盤確立の取組を行います。

大綱3

市民との協働・連携の推進による行政運営の取組

市民に行政情報を分かりやすく公開・提供し、情報の共有を図るとともに多様化する行政需要の的確な把握に努めます。

協働のパートナーとして、市民と行政がそれぞれの役割を分担しつつ、協働のまちづくりを進めます。

2 基本項目

- (1) 大綱1「市民の視点に立ち、ニーズに的確に対応する効率的・効果的な行政運営の取組」

① 事務事業の重点化と見直し

社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、市民の視点やニーズに基づいた行政サービスを提供していくことが必要となります。

行政評価システム（※2）の推進を図るとともに、本市が行う施策や事務事業について計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（※3）の徹底や新規事業を中心とした費用対効果分析（※4）を行い、事業の重点・選別化を図ります。

② 職員の意識改革と人材育成の推進

職員の意識改革と政策形成能力等の向上が図られるよう「人材育成基本方針」に沿った研修の充実、職員提案制度の活用をするとともに、国及び地方公共団体等との人事交流を推進します。

また、職員の意欲や能力、実績が適切に反映されるよう「人事評価システムの構築」を図ります。

③ 効率的・効果的な組織体制と市民サービスの向上

「定員適正化計画」に基づく定員管理や社会経済情勢の変化、多様化する市民ニーズへの対応、権限移譲による事務の執行と新本庁舎の建設により市役所機能の集約が図られたことを機に組織機構についてより効率的・効果的なものとなるよう努め、市民サービスの向上に取り組みます。

④ 民間委託等の推進

行政サービスについて、民間等新たな担い手が提供することによりサービスの向上や経費の縮減に繋がるような場合は、指定管理者制度や民間委託の活用を努め、効率的で簡素な行政運営に取り組みます。

(2) 大綱2 持続可能で安定した財政基盤確立の取組

① 計画的な財政運営の推進

財政指標について目標値を示すとともに、毎年度中期財政計画を作成・公表し、計画的な財政運営に努めます。

② 歳入の確保

市税の収納率向上に取り組むとともに、使用料及び手数料等については、負担公平の原則や受益者負担の原則を基本に、適正な負担となるよう見直しを進めます。

また、広告事業の推進や処分可能な財産の売却等により自主財源の確保に取り組み

ます。

③ 地方公営企業（※5）（水道事業）及び下水道事業の健全経営

水道事業は、公共の福祉の増進を図り、常に健全な企業としての経済性を発揮するとともに安定して安全安心な水の提供ができるよう中長期財政経営計画を策定し、計画的な経営を行うとともに、民間委託の推進により経営の健全化に努めます。

下水道事業は、加入促進や経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が必要とされるところであり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用に向けた取り組みを進めます。

④ 財産等の有効活用の推進

市が保有する公共施設について総合的な視点から現状の把握・分析を行い、市民と情報の共有により今後の公共施設の効率的・効果的な配置に努めます。

また、市有の未利用財産等の有効活用を図ります。

（3）大綱3 市民との協働・連携の推進による行政運営の取組

① 市民の意見の反映

市民の意見や要望を取り入れるため、各種審議会等委員の公募、パブリックコメント制度（※6）、行政懇談会などの活用により、広く市民の意見を聞く機会を充実させ、市民の意見が市政に反映される取り組みを推進します。

② 市政の透明性の確保

市広報やインターネット等を活用し、市民に分かりやすい行政情報の提供とその内容の充実を努めるとともに、情報の共有化と市民への説明責任を果たし、信頼される行政を目指します。

③ 協働・連携によるまちづくりの推進

地域の課題やニーズについて市民が主体となるまちづくりを推進するため、市民、行政区及び市民団体等ができること、そして行政が行うことについて市民等と行政の役割分担を明確にしながら、市民との協働・連携によるまちづくりを進めます。

3 計画期間

平成27年度から喜多方市総合計画の最終年度である平成28年度までの2年間とします。

また、行政改革大綱に定めた項目に沿った実施計画を策定します。

4 推進体制

(1) 喜多方市行政改革推進本部

行政改革の推進を図るため、庁内に市長を本部長とする「行政改革推進本部」を置き、全庁体制で取り組みます。

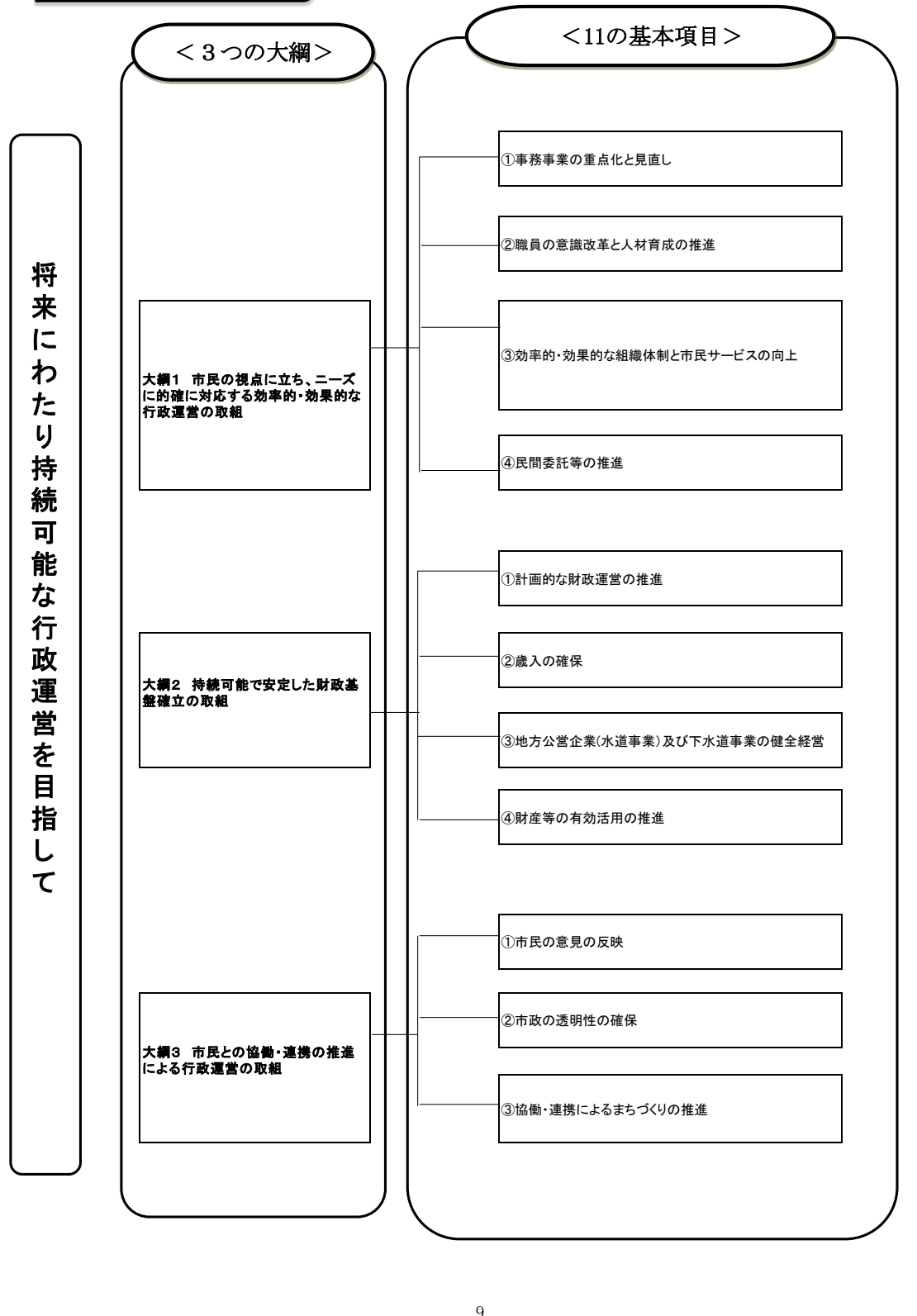
(2) 喜多方市行政改革推進委員会

行政改革の取組方針及び計画の策定並びに実施状況については、民間の有識者からなる「行政改革推進委員会」において市長の諮問に応じ調査審議を行います。

5 進捗状況の公表

計画の取組方針、実施状況について、広報紙や市のホームページに掲載し、市民に情報を公表します。

6 体系図



用語説明

- ※1 普通交付税の合併特例措置の段階的縮減 P 1、P 4、P 5
合併年度及びこれに続く 10 年間は、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税の合算額が保証され、さらに、その後 5 年間は激変緩和措置により交付されます。
- ※2 行政評価システム P 6
行政が実施する施策や事務事業について、目的を明確にしながら行政自らが住民の視点に立ち、「市民にとっての効果はなにか」「当初期待したとおりの成果はあがっているのか」という観点から事業等の成果を数値化し、客観的に評価・検証を行うもので、その結果を継続的に行政活動に反映させる仕組みです。また、行政評価には、施策の内容についての評価を行う施策評価や、個々の事務事業について評価を行う事務事業評価があります。
- ※3 PDCA サイクル P 6
計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の意味であり、経営管理サイクルの過程を示しています。一回りして計画 (P=プラン) に戻ることで、前回の改善点を生かして次の計画に結び付けていく継続的な事務改善活動のことです。
- ※4 費用対効果分析 P 6
あるひとつの事業にかかる総コスト (費用) に対して、どのくらいの効果を得たかを相対的に評価するもので、その事業の経済的な観点からの妥当性を示す評価手法です。
- ※5 地方公営企業 P 7
地方公共団体が経営する企業のうち、水道・地方鉄道・電気・ガスなどの公共性の高い事業で地方公営企業法が適用される事業。喜多方市では、水道事業のみです。
- ※6 パブリックコメント (意見公募手続) P 7
基本的な計画等の作成過程において、案の段階でその趣旨、目的、内容等を広く市民に公表し、市民からその計画等に対する意見等の提出を受け、その寄せられた意見等に対して、市の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮し、実施機関において意思決定を行う仕組みです。